

## 第1 はじめに

日本は地震大国であり、世界で発生しているマグニチュード6以上の地震の約2割が、日本周辺で発生しております。

近年においては、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）をはじめとする大規模地震が発生し、危険物施設においても多くの被害をもたらしております。

また、今世紀に起こると予想される、南海トラフにおける巨大地震においても、被害の範囲は、東海地方から九州までの広範囲で、死者は関東以西の30都府県で最大32万3000人に達するとの被害想定が平成24年8月に内閣府から発表されました。この地震の想定マグニチュードは9.1で、最大34メートルの津波が太平洋岸を襲い、震度7の強い揺れなどで最大約238万棟が全壊、焼失すると想定されています。

滋賀県においても、津波被害の想定はありませんが、揺れや液状化による建物倒壊などで死者が最大500人、全壊、焼失する建物が1万3000棟と想定されています。

また、大津市においては、琵琶湖西岸断層帯（断層帯南部）および花折断層帯が存在し、これら断層に起因する地震が発生した場合の被害想定は発生時間帯にも異なりますが、数万の建物が全半壊、数千の死傷者が発生すると推定されています。

このような状況の中、危険物施設の被害も例外ではありません。一度、危険物施設に被害があれば、社会に与える影響は大きく、二次的な災害を起こし、被害を拡大させることが予想されます。

勿論、災害が発生すれば、行政機関がその対応を迫られるわけですが、大規模地震の場合、広範囲の即時対応は困難であると予想されます。したがって、危険物施設を保有する各事業者自身が、大規模地震発生に対する対策を行うことが必要となります。

このことから、事業所の大規模地震時の防災対策作成について、本指針を活用し、万全な備えをしていただきたいと思います。